

マレーシア商標制度について



2016年8月16日

※2020年7月13日改定

0. はじめに

マレーシアは、国土約33万平方キロメートル（日本の約0.9倍）、人口約2,995万人の国で、主にマレー系、中国系、インド系の民族からなる多民族国家である。立憲君主制をしいており、現元首はアブドゥラ第16代国王である。

近年の経済動向は、2010年に経済成長率がプラスに転じ、2011年は5.1%、2012年は5.6%、2013年は4.7%と回復傾向にある。2013年現在のGDPは9,867億リンギットで、2004年と比較すると倍以上に増加している。また、日本とマレーシアとの貿易では、2013年現在、日本は第三位の主要輸出・入国で、2014年のマレーシアの対日輸出額は3兆867億円、対日輸入額は1兆4,967億円である。日本のマレーシアからの主な輸入品は、鉱物性燃料（LNG等）、電気機器、木材等である。他方、日本からマレーシアへの主な輸出品は、電気機器、機械類、自動車、鉄鋼となっている。

2009年に発足したナジブ内閣のもとで、資本・投資に関する規制緩和を図り、「新経済モデル」「第10次マレーシア計画（2011-2015年）」「経済変革プログラム」等、矢継ぎ早に政策を立ち上げた。2020年までに先進国入りを目標に掲げ、取り組んでいる。

日本においても、マレーシアに対する投資額は、乱高下があるものの、全体として増加傾向にある。また、マレーシアはグローバル経営コンサルティング会社A.T. カーニーが実施した最近のFDI信頼度指数の調査において世界のもっとも魅力的なFDI投資先の第10位に選ばれており、重要な市場となっている。

このような状況のもと、マレーシアに海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要である。とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

【全9頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 0 6 - 6 3 5 1 - 4 3 8 4 (代表)
- ・ TEL (東京) : 0 3 - 3 4 3 3 - 5 8 1 0 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

